

平成 年 月 日

保護者様

赤磐市立山陽小学校  
校長 坪井 秀樹

## 出席停止について

本日、お子さまが\_\_\_\_\_にかかられたと連絡を受けました。この感染症は、学校保健安全法第19条の規定により、出席停止といたします。この期間は欠席扱いになりませんので治療治療に専念してください。

なお、感染症が治って登校するときは医師の診断を受け、右の証明書に記入してもらってください。

記

### 感染症の予防について

※校長は、児童生徒が感染症にかかっていたり、かかっている疑いがあったり、またはかかるおそれがあるときは、出席を停止させることができることになっています。

(学校保健安全法第19条)

※主な感染症の出席停止期間は、次のとおりです。

病名	出席停止期間の基準
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後、3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫れがみられた後、5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	医師において感染のおそれがないと認めるまで

※出席停止期間は、感染症の種類に応じて基準が定められていますが、病状は個人差もありますので、合併症の起こらないように十分休養し、医師の診断に基づいて元気になってから登校するよう留意してください。

なお、感染症の予防するために出席停止期間中は、他の児童等との接触はさけるようお願いいたします。